

「第3次男女共同参画行動計画」の基本理念・基本目標・体系・特徴的な取り組みについて（案）

「男女が互いを尊重し、個性と能力を十分に発揮できる社会を目指して」

課題のまとめ

- 男女共同参画意識を醸成するため、**
 - 固定的な性別役割分担意識の解消や慣行等の見直しに向けた啓発が必要です。
 - 男女共同参画の理解を深める生涯学習活動の推進が必要です。
 - 子どもの発達段階に応じた継続的な教育や啓発が必要です。
- 様々な分野への女性の参画を促進するため、**
 - 政策方針決定過程への女性参画や登用促進が必要です。
 - 男女共同参画を推進する人材や団体等の育成が必要です。
 - 人材育成後の活躍する機会や場の提供が必要です。
 - 地域活動等（防災・環境等）における男女共同参画の促進が必要です。
- 仕事と生活の調和（WLB）を実現するため、**
 - 家庭における男女共同参画の促進が必要です。
 - 特に、男性の積極的な家庭参画の促進が必要です。
 - 仕事と子育てや介護等との両立支援に向けた環境づくりが必要です。
 - 多様な働き方ができる環境づくりが必要です。
 - 女性の再就職支援や起業支援が必要です。
- 男女間におけるあらゆる暴力の防止や人権意識の高揚を図るため、**
 - 配偶者や恋人からの暴力対策の推進が必要です（DV対策基本計画）。
 - 性暴力やセクハラ等の女性に対する暴力対策の推進が必要です。
- 生涯を通じた男女の健康を支援するため、**
 - 健康のための正しい知識や情報の提供、学習・教育の推進が必要です。
 - ライフステージや身体的特性に応じた健康支援が必要です。
- 男女共同参画の推進体制をつくるため、**
 - 施策の推進状況の点検と評価が必要です。
 - 職員（市職員、教職員、保育士等）への意識啓発が必要です。
 - 男女共同参画推進団体等との連携による啓発が必要です。
 - 庁内・関係機関との連携による推進体制の強化が必要です。
 - 国際社会や国の動向に留意し、協調することが必要です。

基本理念（推進条例第3条）

本計画は、宇都宮市男女共同参画推進条例第3条に規定する基本理念に基づき策定する。

- 男女の個人としての尊厳の尊重
- 性別役割分担を反映した慣行にとらわれない活動の自由な選択
- 方針の立案及び決定への参画機会の確保
- 家庭生活における活動と他の活動との両立
- 男女の生涯にわたる健康の確保
- 国際社会における動向の留意と協調

第3次行動計画（案）の特徴

- 「男女共同参画意識が醸成された社会の実現」と「あらゆる分野における男女共同参画の実現」を新たな基本理念に。
- 「性別による役割分担や慣行の見直し」と「意志決定の場における男女共同参画の推進」を重点化。
- 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）は、「子育て」に加え、「介護」の視点を強調。
- 「男性の家庭参画の推進」を強化。

第3次行動計画 体系（案）

	【基本目標】	【施策の方向】	【取り組むべき施策】
男女共同参画社会の実現	1 男女共同参画意識が醸成された社会の実現（基本理念2）	(1) 性別による役割分担や慣行の見直し	性別による役割分担や慣行の解消に向けた啓発
		(2) 男女共同参画の視点に立った教育の推進	男女共同参画の視点に立った家庭・学校・社会教育の推進
	2 あらゆる分野における男女共同参画の実現（基本理念3）	(1) 意思決定の場における男女共同参画の推進	意志決定の場（審議会・管理職・役員等）への女性登用促進 男女共同参画を進める団体や人材の育成と支援
		(2) 様々な分野における男女共同参画の推進	様々な分野で男女がともに活躍できる環境づくり
3 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現（基本理念4）	(1) 仕事と生活が充実し好循環を生み出す環境づくり	仕事と子育てや介護等を両立できる環境づくり 男性の家庭参画の推進 女性の就労支援	
4 男女が互いの人権を尊重し、大切にできる社会の実現（基本理念1・5）	(1) 男女間におけるあらゆる暴力の防止	配偶者や恋人からの暴力対策の推進	
		女性に対する暴力対策の推進	
(2) 生涯を通じた男女の健康支援	健康のための正しい知識や情報の提供、学習・教育の推進		
	ライフステージや身体的特性に応じた健康支援		

【計画の推進】

- 施策の推進状況の点検と評価による管理
- 男女共同参画推進団体等との連携による啓発
- 関係課・関係機関との連携による推進体制の強化
- 国際社会や国の動向への留意と調査研究・情報収集（基本理念6）

※網掛け箇所が特徴的な取り組み